

雇用だより

令和3年6月号

岩船郡村上市雇用対策協議会
ハローワーク村上



新任のご挨拶

ハローワーク村上

所長 星井 正毅

新緑の候、会員の皆様には益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

また、ハローワーク村上の業務運営につきましては、日頃から格別なご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

4月1日付けで新潟労働局から転任してまいりました星井と申します。

ハローワーク村上は10年ぶり二度目の勤務となります。前任の長谷川同様よろしく願いいたします。

さて、日銀新潟支店の基調判断（3年4月）では、「県内景気は新型肺炎の影響から引き続き厳しい状態にあるが、持ち直しの動きがみられる」としてはいますが、当所管内の雇用失業情勢は令和3年3月の有効求人倍率が前年同月を0.41ポイント下回る0.90倍となり、また、令和2年度累計でも有効求人数が前年度比で16.7%減少する一方、有効求職者数が11.5%増加した結果、前年度を0.33ポイント下回る0.97倍となり、平成24年度以来8年振りに1倍を下回る水準となりました。

引き続き、新型肺炎が雇用に与える影響に注視しつつ、雇用調整助成金の特例措置に加え、令和2年度第三次補正予算により創設された産業雇用安定助成金により、在籍出向を活用した雇用維持に取り組む企業の皆様への支援にも努めてまいりたいと思います。

一方、今春の高等学校卒業者につきましては、皆様方のお力により、管内高校の就職希望者全員が就職し、社会人としての第一歩を踏み出されました。採用いただいた企業の皆様には、御社の「力」となるまで温かく見守っていただきますようお願いいたします。

6月には来年3月の高等学校卒業予定者の求人受理も始まりますので、長期的な人材確保の観点から、早めの採用計画の樹立と早期の求人申し込みをお願いします。

また、今年度は、改正高年齢者雇用安定法による「70歳までの就労機会の確保義務」の施行や障害者雇用率の引き上げ（2.2%→2.3%）など、企業の雇用管理に関わる制度改正もあり、丁寧な説明を心がけ制度の周知にあたりたいと思います。

ハローワークは、引き続き、利用者の立場に立って、職業紹介、雇用保険等の基本業務を着実に実行し、地域の皆様の期待に応えられるよう取り組んでまいりますので、会員の皆様のさらなるご理解・ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、皆様方の益々のご発展とご健勝を祈念いたしまして、新任の挨拶とさせていただきます。

令和
3年

新入社員セミナーを開催しました!

昨年は新型コロナウイルス感染症の影響により中止となりましたが、今年は新型コロナウイルス感染防止対策を徹底して、3月23日(火)、24日(水)の2日間にわたり、村上市民ふれあいセンターを会場に開催しました。

本セミナーは、今春採用される学卒新入社員を主な対象者としており、社会人の第一歩を踏み出す上で、学校生活と社会生活の違いからくる不安を払拭し、一日も早く職場の戦力として活躍できるよう基本的なビジネスマナー、仕事の進め方などを盛り込んだ内容となっております。

当日は6事業所10名の参加があり、(株)ピーコンラーニングサービスの松下寛氏が講師となり、1日目はビジネスマナー(表情、身だしなみ、お辞儀、立ち方、座り方、名刺交換、お茶の出し方など)の実習などを行い、2日目は電話の受け方・かけ方及び急な仕事への対応を実践する実習、仕事の進め方の基本及びコミュニケーションのポイントの講義など、実際の職場で必要とされる内容で実施しました。

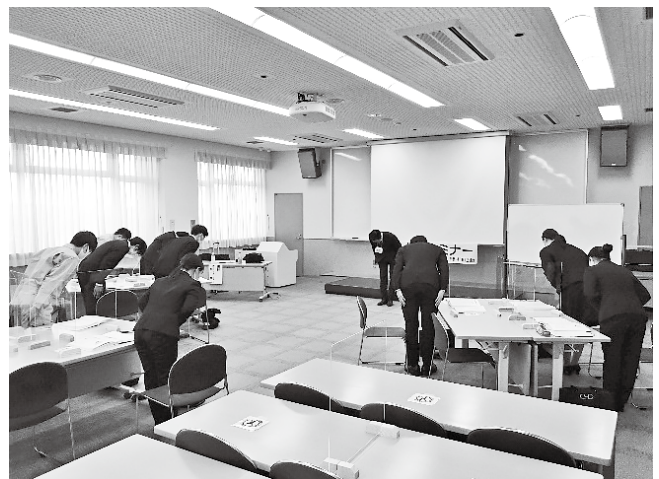
参加者は、開始当初は表情も硬く緊張している様子でしたが、徐々に笑顔で研修に取り組む姿が見られるようになるなど、今後の社会人としての大きな飛躍を確認することができました。

開催にあたりまして、各企業の皆様には、年度末の多忙な時期にもかかわらず社員を送り出していただき深く感謝申し上げます。

最後となりますが、当協議会では、アクセス就職ガイダンス、新入社員をフォローアップするセミナー、中堅社員向けのスキルアップセミナー、新入社員対象のセミナーなどを開催し、従業員の採用、育成、職場定着などの支援に引き続き取り組んでまいりますので、ご支援・ご協力を賜りますようお願いいたします。



座学の様子



実習(お辞儀の動作)

令和4年3月

新規学校卒業者取扱日程表

令和4年3月新規学校卒業予定者を対象とした求人の申し込み日程につきましては、下表のとおりです。

新規学校卒業者は、岩船・村上地区の産業の発展や地域活性化を担うべき大変貴重な人材です。採用計画がありましたらお早目に求人申し込みをお願いいたします。

項目	学校別	
	高等学校	大学・短大・高専・専修学校
求人受理開始 求人連絡開始	6月1日 7月1日	2月1日
求人票・求人要項等の 学校への提示	7月1日	4月1日
求人者の学校訪問等	求人申込み以降かつ7月1日以降 (原則として事前に学校の了解を得る)	規制なし 広報活動の開始は3月1日以降 [*]
選考開始期日	(推薦開始 9月5日) 9月16日	規制なし 面接会等実質的な選考活動開始は 6月1日以降、採用内定開始は10月1日 [*]

※政府から経済団体等に対する「2021年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請事項」より

優秀な人材確保のために 早めの求人申し込みを!!

当所で受付した全ての新規高卒者対象求人は、県内全ての高校で公開され閲覧されます。

高校生の大半が、遅くとも8月10日頃までには応募先を決定していますので、6月末までに早めの求人申し込みをお願いします。

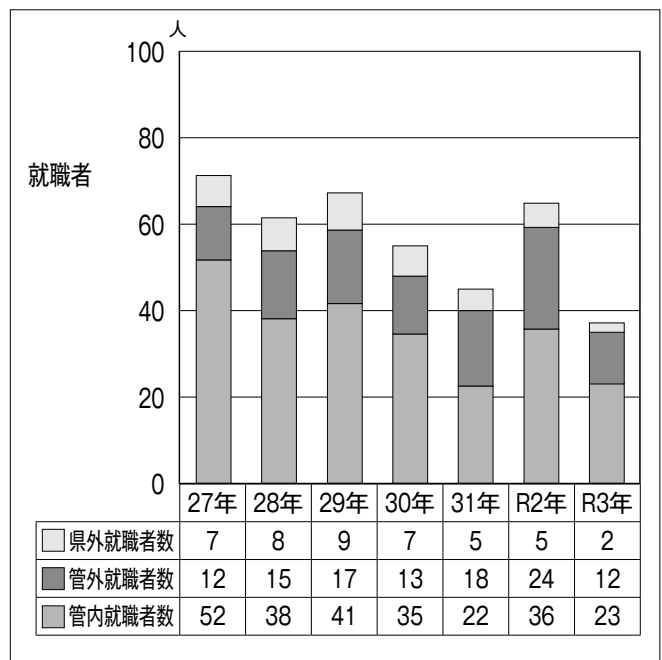
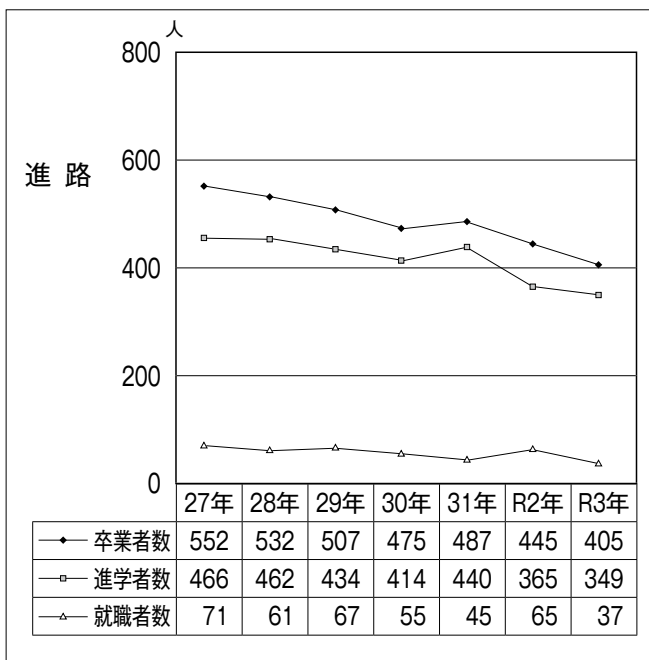
令和3年3月

新規高等学校卒業者の職業紹介状況

求人数は総数で対前年度比17.1%（49人）減少し、うち管内求人数は同13.2%（34人）減少しました。就職数は総数で対前年度比43.1%（28人）減少し、うち管内就職者数は同36.1%（13人）減少しました。

学校別	項目	卒業者数	進学者数	求 人 数			就 職 者 数			管 外 か ら の 受 入 数		
				管 内	管 外	県 外	管 内	管 外	県 外			
高 等 学 校	計	405	349	237	223	12	2	37	23	12	2	22
	男	196	162	/								
	女	209	187									
2年3月卒業者		445	365	286	257	24	5	65	36	24	5	33
対前年度比(%)		△9.0	△4.4	△17.1	△13.2	△50.0	△60.0	△43.1	△36.1	△50.0	△60.0	△33.3

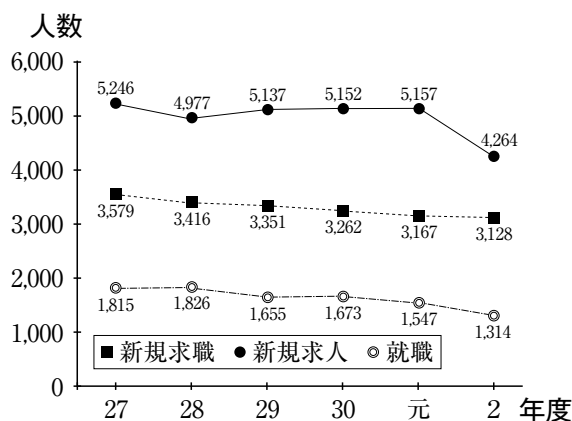
年次別進路及び職業紹介状況



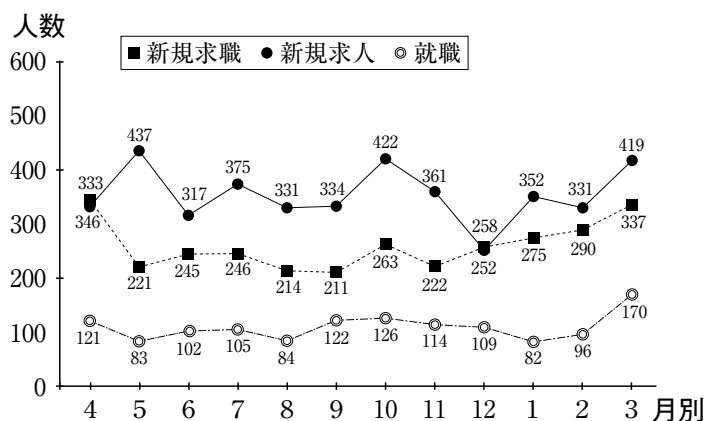
令和2年度の雇用の動き〈求人・求職の状況〉

数値はすべてパートを含む全数で表示しています。

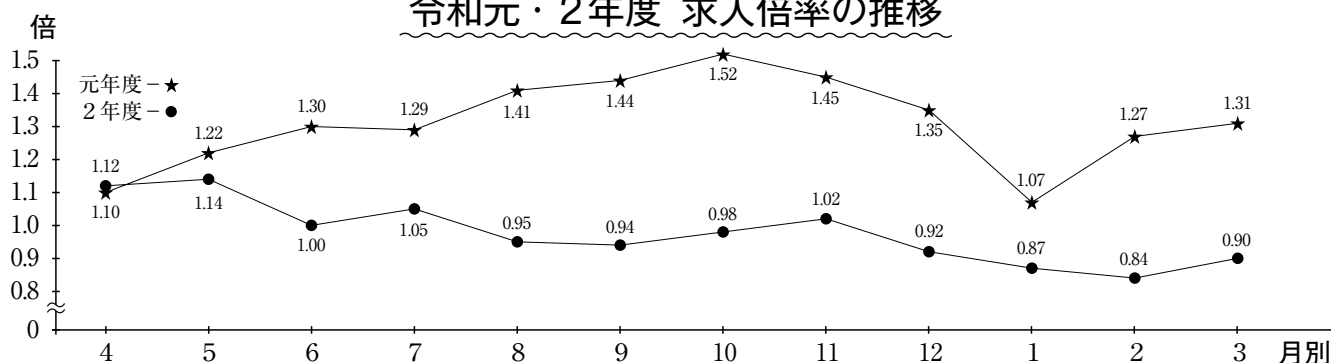
年度別推移



令和2年度月別の状況



令和元・2年度 求人倍率の推移



概要

- 新規求人では、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年6月以降10ヶ月連続で対前年比減少となり、年度計で対前年度比17.3%減少した。
- 新規求職は、年度前半は新型コロナウイルス感染症の影響により求職活動を控える方もおり減少傾向であったが、年度後半は増加傾向となり、年度計で対前年度比1.2%減少となった。
- 有効求人倍率は、平成24年度以来8年ぶりに1倍を下回り、前年度より0.33ポイント低下となる0.97倍となった。

ハローワーク人事異動のお知らせ

4月1日付で人事異動がありました。

◆転入者 よろしくお願いたします。

◆転出者 大変お世話になりました。

所 長 星 井 正 毅 (新潟労働局から)
 統括職業指導官 徳 橋 和 雄 (新発田所から)
 上席職業指導官 小 川 哲 広 (佐渡所から)

所 長 長谷川 徹 (新潟労働局へ)
 統括職業指導官 片 桐 博 文 (新発田所へ)
 上席職業指導官 坂 井 洋 平 (新潟労働局へ)

ハローワーク村上では、引き続き地域の発展に向けた支援に努めてまいりますので、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年3月1日から 障害者の法定雇用率が引き上げになりました

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります（障害者雇用率制度）。この法定雇用率が、令和3年3月1日から以下のように変わりました。

事業主区分	法定雇用率	
	令和3年2月28日まで	現行
民間企業	2.2% ⇒	<u>2.3%</u>
国、地方公共団体等	2.5% ⇒	<u>2.6%</u>
都道府県等の教育委員会	2.4% ⇒	<u>2.5%</u>

また併せて、下記の点についてもご注意くださいよう、お願いいたします。

留意点 対象となる事業主の範囲が、従業員43.5人以上に広がりました。

▶ **従業員43.5人以上45.5人未満の事業主の皆さまは特にご注意ください。**

今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない民間企業の事業主の範囲が、従業員45.5人以上から43.5人以上に変わりました。また、その事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません。
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」を選任するよう努めなければなりません。

Q & A

Q. 障害者を雇用する場合に活用できる支援制度はありますか？

A. 障害者雇用のための各種助成金や職場定着に向けた人的支援など、様々な支援制度をご利用いただけます。サポートを実施している機関は様々ありますので、まずは事業所管轄のハローワークにご相談ください。

▶ 「障害者雇用のご案内」：<https://www.mhlw.go.jp/content/000691446.pdf>

(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構の障害者雇用事例リファレンスサービスでは、障害者雇用について創意工夫を行い積極的に取り組んでいる企業の事例を紹介しています。

▶ URL：<https://www.ref.jeed.or.jp/>

改正高年齢者雇用安定法が

令和3年4月から施行されました

65歳までの雇用確保
(義務)



70歳までの就業確保
(努力義務)

高年齢者就業確保措置について

<対象となる事業主>

- ・定年を65歳以上70歳未満に定めている事業主
- ・65歳までの継続雇用制度（70歳以上まで引き続き雇用する制度を除く。）を導入している事業主

<対象となる措置>

次の①～⑤のいずれかの措置（高年齢者就業確保措置）を講じるよう努める必要があります。

- ① 70歳までの定年引き上げ
- ② 定年制の廃止

- ③ 70歳までの継続雇用制度（再雇用制度・勤務延長制度）の導入
※特殊関係事業主に加えて、他の事業主によるものを含む

- ④ 70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入

- ⑤ 70歳まで継続的に以下の事業に従事できる制度の導入

a.事業主が自ら実施する社会貢献事業

b.事業主が委託、出資（資金提供）等する団体が行う社会貢献事業

※ ④、⑤については過半数組合等の同意を得た上で、措置を導入する必要があります（労働者の過半数を代表する労働組合がある場合にはその労働組合、そして労働者の過半数を代表する労働組合がない場合には労働者の過半数を代表する者の同意が必要です。）。

※ ③～⑤では、事業主が講じる措置について、対象者を限定する基準を設けることができますが、その場合は過半数労働組合等との同意を得ることが望ましいです。

※ 高年齢者雇用安定法における「社会貢献事業」とは、不特定かつ多数の者の利益に資することを目的とした事業のことです。「社会貢献事業」に該当するかどうかは、事業の性質や内容等を勘案して個別に判断されることとなります。

※ bの「出資（資金提供）等」には、出資（資金提供）のほか、事務スペースの提供等も含まれます。

雇用保険関係の届出・申請を行う事業主の皆様へ

電子申請のご利用をお勧めしています。

24時間
いつでも
申請可能!!

来所による届出・申請は、**16時まで**の提出にご協力ください。

★ 電子申請のご利用が、年々増えています！

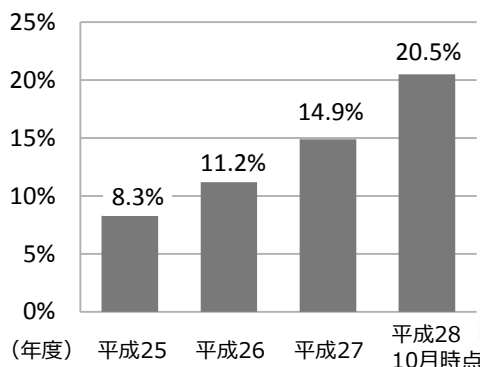
雇用保険適用関係や雇用継続給付の届出・申請に、**電子申請**を利用する事業主の方が増えています。

来所による届出・申請をされている事業主の皆様は、是非、**電子申請**の利用をご検討ください。

また、**来所による届出・申請**は記載内容の確認に時間がかかることもありますので、可能な限り**16時まで**に提出していただきますよう、ご協力をお願いします。

※16時以降は、電子申請分や預かり・郵送分を集中的に処理するため、通常の窓口業務の体制を縮小することがあります。

資格取得届の電子申請利用率の推移



「電子申請」が便利です、是非ご利用ください。

◇ 電子申請なら、24時間、365日いつでも申請可能！

そのうえ、窓口での提出のような待ち時間がありません。（ただし、返戻には時間をいただくことがあります。特に年度当初の繁忙期には「資格喪失届（離職票あり）」を優先して返戻するため、その他の届出等の返戻には時間がかかることがあります。）

◇ 個人情報の持ち運びが不要！ 個人情報保護の観点から安全性が高まります。

◇ ハローワークに来所いただく手間も、書類を郵送する費用もかからないため、**時間とコストをかけずに申請できます！**

電子申請は



イーガブで!!

<e-Govについて> e-Gov(イーガブ)とは総務省が運営する行政サービスの総合窓口です。厚生労働省をはじめ、各省庁への申請や届出がオンラインで行えます。

▶ e-Govの操作方法等については、電子政府利用支援センターにお問合せください。

電話番号：050-3786-2225 / F A X：050-3786-2226

e-Gov お問合せフォーム：<https://www.e-gov.go.jp/contact/form/enquete.html>

<参考マニュアル> ・オンライン申請ガイドブック <http://www.e-gov.go.jp/doc/pdf/guidebook.pdf>
・雇用保険手続マニュアル <http://www.mhlw.go.jp/sinsei/tetuzuki/e-gov/>
・e-Gov 電子申請講習会資料 <http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/seminar.html>

※電子申請を行うには「電子署名」が必要となりますが、事業主個人の公的個人認証サービスの電子証明書でも利用が可能です。